

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 7 月 12 日

金 曜 日

号 外

目 次

公安委員会規則

○富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 7 月 12 日

富山県公安委員会委員長 高橋 卓朗

富山県公安委員会規則第 5 号

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第17条第 3 号中「タイヤ・チェーン」を「タイヤチェーン」に、「すべり」を「滑り」に改める。

第17条第10号を第11号とし、第 9 号を第10号とし、第 8 号を次のように改め、同号を第 9 号とする。

(9) 大きな音量でカーラジオ等を聞き、又はイヤホン、ヘッドホン等を使用して音楽等を聞き、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合、又は公共目的を遂行する者が当該目的のための指令等を受信する場合にイヤホン等を使用するときは、この限りではない。

第17条第 7 号を第 8 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(7) 携帯電話用装置等を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置の画像を注視しながら、自転車を運転しないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。